

**山本整形外科病院 介護医療院**  
**介護医療院・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護**  
**重 要 事 項 説 明 書**

**1:事業者**

1	法人名	医療法人かしの木会
2	法人所在地	〒736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町 2-23
3	連絡先	電話番号:082(822)3000 FAX 番号:082(822)8438
4	代表者氏名	理事長 山本 佳史
5	設立年月日	平成 11 年 2 月 19 日

**2:事業所の概要**

1	事業の種類	介護医療院・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護
2	事業の目的	山本整形外科病院 介護医療院は、介護保険法の理念に基づき、要介護及び要支援状態と認定された利用者に対し、介護医療院サービス・短期入所療養介護サービス・介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とした施設です。
3	事業所の名称	山本整形外科病院 介護医療院 令和 6 年 2 月 1 日開設 事業所番号 34B3200017
4	事業所の所在地	〒736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町 2-23
5	連絡先	電話番号:082(822)3000 FAX 番号:082(822)8438
6	管理者氏名	山本 佳史
7	利用定員	6 名
8	当事業所の運営方針	① 要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて療養上の管理・看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上のお世話を行います。 ② 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス施設等と緊密な連携を図ります。
9	開設年月	令和 6 年 2 月 1 日
10	第 3 者評価の実施	無し

### 3:職員の体制

当事業所では、介護医療院・指定短期入所療養介護・指定介護予防短期入所療養介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数	職務の内容
管 理 者	1名	施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う
医 師	併設医療機関により対応	入所者の健康管理 療養上の指導・診療を行う
薬 剤 師	併設医療機関により対応	施薬、処方及び服薬指導を行う
看護職員	1名以上	医師の指示に基づき入所者の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる
介護職員	1名以上	入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
理学療法士又は作業療法士	併設医療機関により対応	医師等その他の職種と共同し、リハビリテーション実施計画を作成し、効率的な機能訓練の指導を行う
管理栄養士	併設医療機関により対応	必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う
介護支援専門員	1名	施設サービス計画書の作成に関する業務にあたる
診療放射線技師	併設医療機関により対応	医師の指示に基づき放射線による検査を行う
調理員	併設医療機関により対応	必要な調理を行う
事務員	併設医療機関により対応	必要な事務を行う

### 4:利用料金

#### ①利用中の自己負担額(多床室)

利用者 1割負担	介護医療院		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護		注意事項  ・おむつ代は利用料に 含まれています
			要支援1	637 円(日)	
			要支援2	787 円(日)	
	要介護1	786 円(日)	要介護1	846 円(日)	
	要介護2	883 円(日)	要介護2	945 円(日)	
	要介護3	1,092 円(日)	要介護3	1,157 円(日)	
	要介護4	1,181 円(日)	要介護4	1,249 円(日)	
	要介護5	1,261 円(日)	要介護5	1,331 円(日)	
サービス提供体制強化加算 I	1 日	22 円			
初期加算	1 日	30 円 (30 日以内)			
栄養マネジメント強化加算	1 日	11 円			
感染対策指導管理	1 日	6 円			

短期集中リハ加算	1日 240円		・入所後3か月以内 ・1日のリハビリ回数によつて金額が変わります。
理学療法(Ⅱ)	1回 73円 (1日3回迄可 入所後4ヶ月目以降は 1ヶ月10回目迄73円、11回目から51円)		
理学療法及び作業療法の 注6に掲げる加算	1月 33円		
理学療法及び作業療法の 注7に掲げる加算	1月 20円		
科学的介護推進加算(Ⅰ)	1月 40円		
排泄支援加算(Ⅰ)	1月 10円		
安全対策体制加算	入所時1回のみ 20円		
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月 110円		
協力医療機関連携(Ⅰ)	1月 50円		
協力医療機関連携その他	1月 5円		
高齢者施設等感染対策向 上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1月 10円 (Ⅰ) 1月 5円 (Ⅱ)		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月 10円		
口腔連携強化加算		1月 50円 (1回限度)	

## ②必要に応じて(利用者の身体状態等)により加算

送迎加算		片道 184円	・短期入所のみ
療養食加算(1食)	1回 6円	1回 8円	
褥瘡対策指導管理(Ⅰ)	1日 6円		
褥瘡対策指導管理(Ⅱ)	1月 10円		
経口維持加算(Ⅰ)	1月 400円		
経口維持加算(Ⅱ)	1月 100円		
経口移行加算	1日 28円		
排泄支援加算(Ⅱ)	1月 15円		
排泄支援加算(Ⅲ)	1月 20円		
初期入所診療管理	1回 250円 (入所中1 回重要な変更あれば2回))		
重度療養管理		1日 125円 (要介護4又は要介護5)	
緊急時治療管理	1日 518円 (1月に1回 連続する3日を限度)		
新興感染症等施設療養費	1日 240円 (1月に 1回連続する5日を限度)		
若年性認知症受入加算	1日 120円 (40歳~64歳対象)		
医学情報提供(Ⅰ)	1退院につき1回 220円 (診療所)		
医学情報提供(Ⅱ)	1退院につき1回 290円 (病院)		
専門的な診療が必要にな った場合(病院受診)	1日 362円 (1月に4日以内)		

外泊時費用加算	1日 362円 (1月に6日以内)	
在宅復帰支援機能加算	1日 10円	
退所時指導加算	1日 400円	
退所前連携加算	1日 500円	
退所時情報提供加算(I)	1回 500円	
退所時情報提供加算(II)	1回 250円	
退所時栄養情報連携加算	1回 70円	
生産性向上推進体制加算 (I)	1月 100円	

上記①+②の合計に下記料率分を加算

介護職員等処遇改善加算	③ ①+②の金額の5.1%を加算(1,000円につき51円)
地域区分7級地加算	④ ①+②+③の金額に1.4%を加算(1,000円につき14円)

注)2割負担の方は、上記合計額の2倍となります。3割負担の方は、3倍となります。

#### 居住費・食費

	介護医療院		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
	居住費	食費	居住費	食費
利用者 第1段階	1日 0円	1日 300円	1日 0円	1日 300円
利用者 第2段階	1日 430円	1日 390円	1日 430円	1日 390円
利用者 第3段階①	1日 430円	1日 650円	1日 430円	1日 650円
②	1日 430円	1日 1360円	1日 430円	1日 1360円
利用者 第4段階	1日 500円	1日 1650円	1日 500円	1日 1650円

\*①年金収入等「80万円～120万円」以下 \*②年金収入等「120万円」以上のご利用者

#### 【その他の費用(該当者のみ)】

- ① 通常の送迎実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の送迎実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として頂きます。  
(通常の送迎実施地域は、海田町、坂町、広島市安芸区船越・矢野東・矢野町の区域とする)
- ② クリーニング代 1ネット 700円 ③ 冷蔵庫 1日 100円
- ⑤ テレビ テレビカード1枚 1,000円(1,150分)
- ⑥ 特殊な製品の電気使用料 1日 100円(上限) パソコン、ゲーム機器など
- ⑦ 日用品費 1日 100円(上限)
- ⑧ 理美容代 1回 2000円

## 5:お支払い方法

毎月 10 日以降に、前月分のご請求をさせて頂きますので、当月 25 日までにお支払い下さい。

前記方法を利用されない場合は、下記口座へお振込み下さい。但し、お振込み頂く場合は過不足が発生しないようご請求金額をお振込み頂きますようご注意下さい。

万が一、不足の場合は再度不足分をご請求させて頂きますので、不足金額を1週間以内にお支払い下さい。又、おつりが発生した場合は、同意書にご記入頂いた口座へその都度返金させて頂きます。何卒、過不足が発生しないようお振込み頂きますよう重ねてお願ひ申し上げます。尚、お振込み、ご返金の際の振込手数料はご利用者様負担とさせて頂きますので、ご了承下さい。

広島信用金庫 海田支店 普通預金 口座番号0497726

口座名義 医療法人かしの木会 理事長 山本 佳史

## 6:サービスの終了

### ①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される日の1週間前までにお申し出下さい。

### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

当事業所のやむを得ない事情により、サービス提供を終了させて頂く場合が有ります。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

### ③自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

・ご利用者様が他施設に入所された場合

・ご利用者様が他医療機関へ入院された場合

・ご利用者様の要介護認定区分が非該当(入所の場合は自立或いは要支援、短期入所の場合は自立)と認定された場合

### ④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合はご利用者様のお申し出によりサービスを終了することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内にお支払いが無い場合や、ご利用者様やご家族が、当事業所や当事業所の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させて頂く場合があります。

## 7:施設利用にあたっての留意事項

- ・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・被爆者手帳・重度障害者医療費受給者証・後期高齢者医療被保険者証等は毎月1回確認しますので利用料をお支払いの際、受付窓口へ必ずご提示ください。
- ・入院中に他の病院を受診される場合は必ず職員にご相談ください。
- ・面会時間は午前10時から午後8時までです。面会簿にご記入の上、職員の許可を得てください。
- ・外出・外泊希望がある方は所定の用紙に記入して、主治医の許可を得てください。外出・外泊には、必ず家族が責任を持って同行して下さい。
- ・電気器具（電気毛布、電気アンカ等）を持ち込み使用される場合は病棟師長の許可を得てください。
- ・利用者の貴重品・所持品の紛失、破損については一切責任を負いません。貴重品や不必要的物は持ち込まないようにお願ひします。なお、所持品には必ず氏名を記入してください。
- ・院内での飲酒、利用者間での貸借、指定場所以外での喫煙は禁止します。

- ・緊急に加療入院を要する場合、ご家族連絡が後になる場合もあります。その場合他の医療機関へ入院したことで、必然的に当院は退院となります。

## 8:非常災害対策

火災及びその他の災害の未然防止・被害の軽減を図ると共に、全職員が協力し人命の安全、並びに被害の防止を図ることを目的とした消防計画に基づき対処します。

## 9:事故発生時の対応

### ・初動体制

事故が発生した際には、医師、看護師等の連携の下に救急処置を行います。又、万一に備えて、心停止やショックに直ちに対応できるように体制を整備しています。

### ・事故の報告

事故の報告は文書により行いますが、緊急を要する場合は、口頭で直ちに報告します。

担当者→現場責任者→看護師長→事務長→副院長→院長

事故報告書の記載は、事故発生原因者が明確な場合は、当該本人。直接の原因者が存在しない場合で、事故を発見した場合は発見者と当該部所の長が行います。

### ・利用者やそのご家族及び担当居宅介護支援事業者や担当介護予防支援事業者への対応

患者様に対しては誠心誠意治療に当たるとともに、利用者及びそのご家族に対して誠意をもつて事故の説明等を行います。又、担当居宅介護支援事業所及び担当介護予防支援事業所にも報告致します。

### ・事故経過の記録

利用者本人の状況、処置の方法、利用者及びそのご家族への説明内容等を、速やかに記載します。事故の発生から、処置等の実施状況を時系列に正確に記載することとし、想像や憶測による記載は行いません。

### ・市町及び国保連合会へ必要書類の届出

### ・事故防止への反映

事故が発生した場合、委員会において事故の分析を行うとともに、原因や対応及び防止策について評価検討を加え、その後の事故防止に努めます。又、ヒヤリハットの情報も併せて効果的に活用致します。

## 10:損害賠償

当事業所は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者様に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じができるものとします。

## 11:緊急時の対応

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、ご家族・主治医・救急隊・居宅介護支援事業所などへ連絡します。尚、救急搬送以外の送迎につきましては、ご家族様の対応とさせて頂きます。

## 12:貴重品の取り扱いについて

現金・貴重品はお預かり致しかねますので、ご持参されませんようお願いします。尚、紛失されても当事業所では責任を負いかねますのでご了承下さい。

### 13:禁止事項について

当施設では多くの方に安心してご利用いただくため、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」及び、施設内での飲酒、利用者間での貸借、指定場所以外での喫煙は禁止します。

### 14:苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口にて受け付けています。

受付窓口	苦情相談センター
電話番号	082-822-3000
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00(土曜祝祭日、8/14～8/16、12/31～1/3を除く)

公的機関においても、下記機関にて苦情申出等ができます。

海田町役場 長寿保険課	住所	〒736-8601 安芸郡海田町南昭和町14番17号
	電話番号	082-823-9609
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
広島市役所 介護保険課	住所	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
	電話番号	082-504-2721
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
熊野町役場 高齢者支援 課	住所	〒731-4292 安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号
	電話番号	082-820-5605
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
坂町役場 保険健康課	住所	〒731-4393 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号
	電話番号	082-820-1504
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
府中町役場 高齢介護課	住所	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号
	電話番号	082-286-3256
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
広島県国民 健康保険団 体連合会	住所	〒730-8503 広島市中区東白島町19番49号
	電話番号	082-554-0783
	対応時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

その他、居住地の市町の介護保険担当課などへお問合せ下さい。

### 15:個人情報の取り扱い

取得した個人情報については、施錠できる保管庫で厳重に管理し、漏えい、不正利用、改ざんなどの防止のため適切な対策を講じます。

当事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様の個人情報は漏らしません。又、当事業所の従業員であった者も、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様の個人情報は漏らしません。又、医療上緊急性がある場合や、サービス担当者会議等で必要性がある場合に限り必要な範囲で個人情報を用いる場合があります。

以上

令和7年4月1日

